

厚岸町規則第24号

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第2号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。